

尾張旭市監査公表第13号

令和6年3月1日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年3月5日付け5収第1445号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年3月28日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 若杉 たかし

総務部収納課

監査の指摘事項	措置状況
地方税共通納税システム運用業務委託及び尾張旭市市税収納業務において、随意契約の内容の公表が行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約の内容の公表を行うこととしている。	指摘事項につきましては、公表完了の確認ができていませんでした。随意契約ガイドラインに基づく適正な事務を行い、確認まで徹底します。